

西 み 第 855 号
令 和 7 年 2 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西川町長 菅野大志

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 西川町 (63223) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 中部地区 (間沢集落、間沢川集落、鶴部集落、綱取集落、水沢集落、横嶋集落、小沼集落、原集落、沼山集落、入間集落、内小平集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年2月25日 (第5回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢65.54歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、農地の荒廃化を防ぐため地域で取り組む作物として、ソバの栽培を継続して進めて行く必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者: 102人(うち50歳代以下20人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体、従業員等2人
主な作物: 水稻、ソバ、山菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、担い手不足により水稻作付が難しくなった水田は、ソバ等の景観作物での農地保全、地域特産の山菜の作付に努める。
- ・その集落で営農している認定農業者、認定新規就農者(予定)を中心に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 234.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 221.0 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の集約を農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業やソバの収穫、乾燥調製は、株式会社月山じよいふるふあーむ及び農事組合法人じょさねSFへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|-------------------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

②担い手不足により水稻作付が困難になった水田は、地域の特産物であるソバの有機農業を継続していく。

④水田に連続して作付けられているソバ(畠作物)は、畠地での栽培に切り替えていく。

⑦担い手の確保が難しい農用地は、ソバ等の景観作物に転換し、集約化しつつ農地保全に努める。